

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会  
第11回 検討部会 議事録

平成22年8月21日  
門真市立文化会館1階ホール

議長：それでは定刻になりましたので、ただいまより（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。みなさんこんにちは。天気が非常に悪い中、お集まりいただきありがとうございます。そのせいか、温度が低くなって少しは過ごしやすくなったかと思えます。いよいよ佳境に入ってきております、門真市自治基本条例ですが、ほぼ最終確認という段階までこぎつけてきております。案件に入らせていただく前にまず、事務局の方から、本日の資料等を確認させていただきたいと思えます。では、よろしく願いいたします。

事務局：それでは、本日の議題に入らせていただく前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元には、次第、振り返りシートを机の方に置かせていただいていると思えます。また、本日議論していただく条例の原案につきましては、事前にお配りしていると思えます。もし、お手元にお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

議長：それでは、本日の案件に入らせていただきたいと思います。昨年より、ほぼ一年越しで検討を進めてまいりました、門真市における自治基本条例を考える市民検討委員会も、ほぼ最終段階になりました。前回の検討部会に関しましては、第10回といたしまして6月5日14時から、市民プラザで開催させていただいた後、策定部会が3回行われております。第5回策定部会が6月10日、第6回が7月15日、第7回が8月7日、合計3回の策定部会を開催させていただきました。その中で、第5回の策定部会が終了しました後、市民検討委員会の方で策定されました条例案を元にいたしまして、行政側でワークショップを行っていただきました。その結果を、市民検討委員会案と、事務局案ということで第6回の策定部会にて、対案形式でお示しいたしまして、その内容を第6回、第7回を策定部会の方で検討を重ねてきました。その結果が本日のお手元にあります資料になります。門真市自

治基本条例 8月21日案、本日お持ちいただいている資料になります。本日はこの資料を元にいたしまして、当検討部会におきまして最終の確認を取っていきたいと思います。ではまず、私の方から細かい内容は割愛させていただきますが、前回の検討部会から検討された内容より改正された箇所をはしょった形で見ていきたいと思いますので、みなさん、門真市自治基本条例 8月21日案をお出しいただけますか。まず、ご説明する前に全般的なお話をさせていただきますが、条例案といたしまして、議会にはかるための公文という形で成型を施しております。また、文言の統一をはかって、適切な順序に置き換えております。また、全条を17条として形成しております、正式名を門真市自治基本条例、俗称・愛称を門真市17条憲法とさせていただきました。みなさんご承知の通り、17条憲法というのは西暦604年に聖徳太子が作ったとされます。「君」「臣」「民」の3つの上下の筋道を新たに、納得できるように教えを導くものとされていまして、色んな分野での手本とされています。門真市の自治基本条例に関しましても、それにあやかりまして、門真市17条憲法という俗称、愛称を付けさせていただきました。これは余談になります。それでは、ざっくりはしょっていく形になって申し訳ないですけど、見ていきたいと思います。まず、1ページ目になります。前文をご覧くださいと思います。まず、前文におきましては地理的な門真の紹介を簡潔にまとめあげております。歴史的な背景といたしましては、自治の歴史を盛り込んでおりまして、近代の市民憲章制定に至るまでの内容を表現しております。地方分権による住民の自治を基盤とした地方自治の在り方をまとめ上げた形になります。市民の思いが表現される重要な前文であるため、第3段落目の最後の方の「私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合い、ありがたい気持ちと奉仕の精神を基盤とした市民力や地域力を育てていきます」というところで、こういう文言を盛り込ませていただきまして、全般的に訂正を施しております。この「ありがたい気持ち、奉仕の精神を基盤とした」これが全般的な全市民の思いだろうと思われま。前文に関しましては、また、じっくりと読んでいただく形になります。ちょっと、省略して申し訳ありませんが、進めます。ページをめくっていただいて、2ページを見ていただけますか。2ページにおきましては、まず定義の話になります。定義では、事業者を市民の中に含ませていただいております。さらに、基本理念というも

のを追加させていただきまして、最高規範性を謳う条文につきましては、前の方に持ってきております。位置を変更させていただいております。ここの部分につきましては、簡単に済ませていただきたいと思っております。次に3ページ目になります。第6条の総合計画に関しましてですが、これは市民、議会、市役所それぞれについて、言及させていただいております。これは、この部分を明確にしたというところが変更点になります。続きまして、4ページを見てください。市民の役割という所なんですけれども、この市民の役割につきましては、元々独立していました子どもに関する条項を、市民の中に組み込みました。さらに、子どもの定義というものを満年齢でいう20歳未満ということで取らせていただきました。これにつきましては、児童福祉法等に関しましては、18歳未満が子どもという定義があります。ですが、さまざまな法律等で、それぞれの定義が異なっております。従って、なかなか統制がとれないという部分がありますが、この門真市自治基本条例の中では、子どもの定義をあえて20歳未満という形で定義させていただきました。この部分が大きく変わった部分の一つでもあります。続きまして、6ページになります。6ページの第12条、職員の役割というところなんですけれども、ここにつきましては、「努める」という表現に変更させていただいております。どうしても、この「努める」という言葉がないと、強制的になってしまうという部分も中にはあります。従いまして、強制ではなくて、努力で、努めなくてはいけないという意味で、「努める」という表現に変更させていただいております。7ページの第6章、地域の自治の推進につきましては、第16条、地域会議の推進を加えさせていただいております。また、前回、検討部会の中でお示ししました中には、住民投票のことが盛り込まれておりました。しかし、この住民投票に関する記述は別途定めるものであり、なおかつ既存の法律との絡みで、表現が非常に難しいということになりまして、この自治基本条例案からは削除させていただきました。非常に、省略した形でざっくりと前回の検討部会から変更した大きな点、大体、大きく成型しておりますので、全般的に変わったイメージはありますけれども、一つ一つの内容は、ほぼそのまま盛り込まれている状態になります。ただし、若干、文言とか言い回し方を変更させていただいておりますという形でございます。この結果につきましては、市民検討委員会の中で出た案と、行政側から出た事務局案を統合させた結果となります。ごくごく簡単に紹介させていただきましたけれども、これを元にしまして、最終的なご意見とご判断をみなさんにお願

たいと思います。それでは、以後の進行は委員長にお任せしたいと思  
います。

委員長：それでは、よろしく願いいたします。最初のページから順番に見て  
いきたいと思しますので、あらかじめ読んでいただく時間はなかった  
かもしれませんが、ご意見がありましたらお願いします。それでは、  
1 ページ目の前文のところでご意見ございましたらお願いします。

委員A：はい。

委員長：はい。お願いします。

委員A：前回の検討委員会では、前文は長すぎない方がいいという意見もあつ  
たように思うんですが、結構前より長くなっていると思うんですけれ  
ど、その辺はいかがなんでしょう。1 段落、2 段落は必要なものなん  
でしょうか。

委員長：そのあたりについて、ご意見ございますでしょうか。必要あるかない  
かは、それぞれの人の判断によって異なってきますので、なかなか判  
断しづらいところもありますが、今の点についてご意見ございますで  
しょうか。

委員B：以前の案で、策定部会の事務局案で出た分に関していいますと、その  
時には、門真のベッタウンが云々とか、現状に移るまでに門真のこ  
とが書かれていまして、その部分が大幅に減っているのです、かえって  
前に比べるとさっぱりしたものになっていると思いますけれど。

委員長：はい。それと、後は自治への思いというのを強調したというのもあり  
ますね。歴史的な面も含めまして。ご意見ございますでしょうか。

委員C：はい。私、中抜けします。全体的にご苦労さまでした。長いよう  
で短いもので。これを作って運用するとか、人間が作って人間がやる  
ことですから、職員の方、よろしくお願いします。以上です。今後と  
もご指導よろしくお願いします。

委員長：こちらこそ。では、今の前文の件ですけれど、ご意見ございますでし

ようか。長すぎるのではないかということと、しっかり読んでほしいということが。

委員D：ちょっと、概要の説明なんですけれど、長すぎないかというご質問だけだと思っんですけれど、結局、策定部会で出た案はもっと長くなったんです。それをかなり減らしました。減らして、本当にここで言いたいのは何かという議論になって、自治の在り方だとか、市民の思いだとかを入れようということで、かなり整備された状態でこうなったということで、確かに簡潔な方がわかりやすくいいですけど、ただ、多くの方の色々な思いを持ち寄っていくと、もっと大きくなるのを、出来るだけコンパクトにしたのがこれだという風に私自身も理解しています。

委員E：長いという意見の方が他にもいらっしゃるかと思うんですが、どこを削ればいいのかという話になるかと思うんですね。これが長いということであれば。そこらへんはどうでしょうか。私自身はいいと思うんですけど、これはちょっと長いのではないかという意見があるかもしれないので、どこを削ればいいのかということを具体的に。

委員長：今、ご提案がありましたけれど、長いと感じられている方がいらっしゃいましたら、ここは削った方がいいというのを含めてご意見お願いします。では、最後にまた振り返るということで。いずれにしろ色々な委員の方々の思いを凝縮して詰め込んだというのがこの前文で、とりわけ自治を柱にして記載したということです。

委員D：ちょっと前文のことで。どの段階でこれを言ったらいいのか。てにはの細かい話なんですけど、よろしいでしょうか。2行目の「礎を築きます」というのは、「築きました」の方がいいのではないかと。過去形です。それと、「地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が」の「が」が抜けてますよね。次が、これはなんともいえないんですけど、「ところで」の部分ですが、いきなり「ところで」というのは、何か唐突すぎるので、例えば、「一方」、「近年」とかいう言葉に変えた方が、読んだ時に繋がりがいいと思います。それと、下から7行目の「市民を起点とする自律発展都市の形成は不可避となってきました」の「不可避」が違和感があるなと思います。不可避というのは、良くないことがあって、避けたくても、避けられな

い時は不可避だと思っておりますが、市民を起点とする自律発展都市の形成はしたいことなんです。ですから、ここは「不可欠」ではないかと思いました。それと、下から2行目の「そこで、みんなが共有すべき」というところですが、ちょっと文章の繋がりが悪いなと思ひまして、「市民みんなが共有すべき」と。「市民みんな」というのは、総合計画の中にも出ている市民みんなで創る人・まち・元気というフレーズもありますので、いきなりみんなとするよりも、「そこで、市民みんな」とした方がいいという提案です。

委員長：はい。いかがでしょうか。適切な提案をいただいたと思いますけれど。一つだけ、ちょっと気になるのが、「ところで」を「近年」に直しても、いつの時代の近年になるんだということになりますので、どういう表現にしたらいいのかという悩みはあるのですが。

委員D：「そんな折、一方」とか。

委員長：そうですね。「一方では」とかでしょうか。

委員D：上の文章の塊と並行して違うことが起こっているわけですから。「ところで」というと、前の文章に対して、次のことを書くみたいで。並行して起こっているという表現の時には、「そんな折、一方」とかいう文章形態が普通かなと思います。

委員長：はい。

委員D：まあ、何が何でもというわけではないですけど。

委員B：それだったら、「一方では」だけがいいかと思ひます。

委員長：それでは、復習させていただきます。「築きました」はご指摘の通りですね。それから、「在り方」のところが確かに「が」が抜けていますね。それから、最後の「みんなが」のところは「市民みんな」に。「ところで」のところは「一方では」でよろしいでしょうか。

委員D：「不可避」を「不可欠」に。

委員長：すみません。「不可避」が「不可欠」ですね。そうしましたら、前文は、また後で、全体を見てから意見がありましたらよろしく申し上げます。それでは、2ページ目に移らせていただきます。目的、定義、基本理念、最高規範性のところで、お気づきになった点がございましたらお願いします。

委員F：はい。定義のところなんですけれども、目的のところ、一番最初に目的の第一条の2行目のところに、「協働によるまちづくりの基本原則等を理解し」と入っているのですが、協働という言葉自体が、なかなか市民の方々の頭に入ってこないイメージが私にはあるので、定義の中に協働を盛り込むのはどうかなと前からワーキングでも出ていたので、そこに入れるのはどうかなと以前から思っていました。入れるとすれば、先に飛んでしまうんですが、5条の協働によるまちづくりの基本原則というところの、協働によるまちづくりの基本原則って言うのに、3項の中に、協働が入るのがいつも不思議な気持ちがあって、原則だから、まちづくりをするための、もっと根本的なことが入ってくるべきなのに、協働によるまちづくりの原則なのに協働が入っているのが、以前からしっくりこないです。必要なことはわかるんですが、どうしても協働による原則に協働が入っていて、協働についての説明が最初になんていうのが、すごくわかりにくいなと思っていました。

委員長：はい。ご提案は、第5条の協働を第2条の定義の中に持って来るということでしょうか。

委員F：はい。5条の協働で謳っていることは、すごく必要なことだと思うんです。ただ、その名称が協働というのがおかしいかなと思ひまして。ちょっと違う言葉で、もっと原則的なことで、この3項の中で言っている対等の立場でということとかもありますので、例えば対等とかいう言葉の方がいいのではないかなと。それと、後もう一点すみません。基本理念のところなんですけれど、第3条の2行目、「市民、議会、及び市役所が協働し、自ら生成し、発展していく自律発展都市を形成することで」という部分なんですけれど、まず、自ら生成しというのが、どうしても、市民自ら生成してどうなるのかというイメージが、すごくわかりにくくて、発展するとかいう言葉は一般的なもので、変えていくという意味で、わかるんですが、自ら生成し、どういう状態になるのを目指しているのかが、すごくわかりにくい言葉なのかなと思ひま

した。その次の、「自律発展都市を形成することで地域全体の自治意識の向上を図り」って書いているんですが、最終的な基本理念は、自律発展都市を形成することだと思うんです。それなのに、ここの文言では、自律発展都市を形成することが、手段のように書かれているように思うんです。形成することで、地域全体の自治意識の向上を図りとか、そんな風に繋がっているんで、ちょっと目的というか、最終的にこうなりたいというのと、手段が逆転しているのではないかなという風に感じました。

委員長：ということは、最後に自律発展都市の形成を目指しますとかそういう形にならないとおかしいということでしょうか。

委員F：そうですね。目指します、もしくは、自律発展都市の形成を目指し、地域全体の自治意識の向上を目指し、地域全体の自治意識の補助とか、それが最終目指すことではないのかなと思います。それが手段になっているような印象を受けます。以上です。

委員長：今の点について、ご意見いかがでしょうか。

委員E：地域全体の自治意識の向上を図ることで、自律発展都市を形成するということが、話としては、確かに逆ですね。

委員F：そうなんです。反対かなと。

委員長：3条の部分から議論したいと思いますが、いかがでしょうか。「地域全体の自治意識の向上を図ることで、自ら生成し、発展していく自律発展都市を形成し」ですかね。それで、市民力、地域力を高めていくということになるんでしょうか。そこをひっくり返せばいいということですかね。後、ご指摘の、「自ら生成し」というのは、言葉としては、自律発展都市にかかるという風に、議論ではなつた気はするんですが、その点あたりも含めてご意見ありますでしょうか。

委員E：一つの案ですけれど、「自ら生成し」は無くして、市民、議会、市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで…「自ら生成し」は余分な気がしますね。市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、自律発展都市を形成するわけですよ。何か、同じこ

とを何回も言っている感じもしますね。もうちょっと2行くらいで…

委員長：この文章ですと、基本理念というのが、市民力、地域力を高めるとい  
うことと、次世代を担う人材の育成に努めるということになりますね。

委員E：すっとんと落ちてこない文章ですよ。確かに。

委員D：文章の構造が見えないですね。

委員E：何回も読めばね。

委員長：ちょっと文章が長いというのもありますね。

委員E：そうですね。もうちょっとわかりやすくする方法はあるかもしれない  
ですね。

委員長：後、ご意見はございますか。

委員G：説明の方に、「自律発展都市を門真市の目指すべき理念として掲げ」と  
いうがあるので、まさに自律発展都市を形成することを、この条例  
の基本理念としますということで、最後に結論として持ってくるのが  
妥当だと思うんです。前の文章はどうであれ、まとめはそうしないと、  
説明と全然合ってこないと思うので。

委員E：地域力を高めることも、次世代を担う人材を育成することも、自律発  
展都市を形成するためにということですよ。

委員G：それが前にあって、これを目指すと言うならすっきりすると思うんで  
す。

委員E：自律発展都市を形成することが門真市の目指すべき理念。だから、最  
終的には、そこが最後に来ないと。

委員D：ですから、提案ですけど、市民、及び、市役所が協働し、その後の  
文章は全部そのままにしておいて、「市民力、地域力を高める人材とと  
もに、次世代を担う人材の育成に努めることを、この条例の基本理念

とし、自ら生成し発展していく自律発展都市の形成することを目指します」ですかね？

委員長：表現の問題ですけれど、その他何かご提案ありましたら。

委員B：自ら生成し発展していったって、市民力、地域力を高めることで、自律発展都市に繋がっていくと思うので、「自ら生成し」という言葉は結構重い言葉だと思うんですね。市民、議会、及び市役所が協働して地域全体の自治意識の向上を図り、自ら生成し発展していくことで市民力、地域力を高めていくことに繋がっていくと思うんですけれど。だから、次世代の育成だけ飛んでしまっているの、この言葉が浮いているのではないかと思うのですが。次世代の育成ということに関して、説明のところには載っていませんけれど、基本理念にはやっぱり書かないといけないんですかね。

委員長：いえ、書かないといけないというか、ここで修正していけばいいことですけれど。

委員E：1項2項というコンパクトな形に求めるのもありじゃないですか？

委員H：すみません。前の市民検討委員会の7月15日原案の時は、どうだったかという話なんですけれど、前の検討委員会の原案では、持続可能な自治というのを、まちづくりの基本原則に置いていたんですね。そこで言っていた内容が、だれもが住みたい、住み続けたいと思う都市づくりを進め、将来を担う子どもたちに引き継ぐために市民、議会、市役所が自治を推進をしていきますということで、自治の推進ということが一つですね。また、同時に地域全体の自治意識の向上を図り、市民力、地域力を高めると共に、次世代を担う人材育成に努めますということで、人材育成が二つ目ですね。これを基本理念として前に持ってこられたということになっているわけです。後は、市長の言葉で、自律発展都市。それが、みんなが協働することで、生成・発展していく自律発展都市を作っていくという三つ目のパーツがこれですけれど。だから、自治の推進と、人材育成と、自律発展都市の3つが混ざっているわけですが、ちょっと混ぜ方が不自然だということかもしれません、要素はその3つということです。

委員E：自律発展都市と人材育成と後一つはなんでしたっけ？

委員H：自治の推進ですね。自治意識の向上とか、市民力・地域力を高めるとか、そのあたりが該当しますね。もともとは、人材育成は別の文章ですし、自律発展都市は後から挿入されたお話なんです。パーツは3つということで、後は組み合わせ方です。さっきおっしゃったようにバラバラにするという方法もありますし、一文でまとめる上手い方法があれば、まとめていくという方法もありますし。

委員E：上手く一文ですっきりまとめればいいけど。

委員長：「次世代を担う人材育成に努める」を消すと、まとまる可能性はあると思いますけど。なぜ、消すかと言いますと、将来を担う子どもたちのためにというところが、最初に出ていますから。子どもたちのために誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力・地域力を高めるとともに、自ら生成し発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念としますという流れにすると、少し文章的にはすっきり見えてくるかなと思います。

委員B：もともと人材育成の部分は前に書いているということで、割愛した方がいいのではないかと思いますけれど。基本理念というのは、コンパクトにまとまっている方がいいのではないかと思います。

委員D：今、先生がおっしゃいましたが、一文で、次世代の人材育成の部分は、将来を担う子どもたちに入っているので、カットしていいと思います。

委員長：そのような形で修正してよろしいでしょうか。それから、次にご指摘いただいたのは、協働についてです。第5条の（3）の協働を対等とか対等性とかの言葉に変えて、定義のところには協働の定義を入れるというご提案でした。この時は、定義を市民と市役所にしたのは、この3つを柱にして後の条例が成り立っているのです、定義はこの3つにしてはどうかということで、落ち着いたと思いますが。それでも、自治基本条例自体が、協働が重要な柱ですので、定義に入れるかどうかということですが。

委員D：協働によるまちづくりの基本原則の中の、3番で協働というのは、おっしゃるとおり、おかしいです。対等か何か、そうした方がいいと思います。

委員長：まず、第5条の(3)の協働という言葉は、対等に直すということでしょうか。問題なのは、協働の定義を、定義のところに入れるかどうかということですね。と言ってもなかなか協働の定義というのは、難しいのですが。

委員E：それはきっちり定義しとかなないとだめかもしれないですね。協働って何?となったら。

委員長：いかがでしょうか。私は個人的には(3)を対等という表現にすることに関しては賛成しますが、(3)の協働の定義は、(3)の説明がもう協働の定義だと思っていましたので、あまり厳密に定義づけるよりは、このような表現の方がいいのかなと思っていましたが。だから、改めて改めて協働の定義をつけるとなると、どのような表現になるのかというのが非常に…。

委員D：協働して、まちづくりするというこの意味を情報共有、参加・参画、対等ということで、ここで説明していますので、おっしゃるように、ここでまた協働としたら、また同じような文章が出てくる可能性がありますね。せつかく、こういう総合計画より上にそういう項目があるのだから、あえて協働の定義はいらないのではないかと。もう、定義というよりそのことを表している項目で、よりもっと大きな項目で。だから、不必要かなと思います。

委員長：第5条の内容自体が協働の意味を表しているということですね。他の委員のみなさんご意見お願いいたします。

委員B：5条自体に協働によるまちづくりの基本原則は3つ書かれているので、これでスッキリするのではないですか。

委員I：3番は対等ですか？

委員長：はい。

委員J：ちょっといいですか。それだったら、協働とはというのは、説明の中に謳ってもらってもいいのではないかなと思いますし、協働という時に例えば、市民と議会の協働というのは、どういう場面を示すのかというのがちょっとわかりにくいですね。言葉を並べた時にはいいんですけど、例えば、市民と議会はどういう協働というのがね。

委員D：今のところ、おそらく、これから進めなくてはいけない条例のことで、従来の概念でいくと、議会と市民の間の協働はされていない状態でしょう。今後、ここで言っている情報公開だとか、議会が開かれると言った場合に。ひとつの議案とか何かについて、議員の先生と市民がある集まりで色んな議論するというのは、まさに協働だったりしますので、そういうシーンだと思いますけれどね。

委員長：議会が市民会を立ち上げて、条例づくりをするという自治体もちらほら出てきていますので、そういった色々な形がこれから門真に求められていくということではないかと思いますが。

委員B：9条、10条の中にそういうことを盛り込んで、今までの議会とか議員さんではなくて、もっと協働していけるような形にしたいなということで、この9条、10条に反映させたんですけど。今までのイメージとは違う議員さんとの協働もあり得るということで、そういう風にしていきたいという気持ちでこうなったんですけど。

委員長：出発点となる理念を盛り込んでいる条例ですから、なかなか具体的なイメージというのは難しい点もあるかもしれませんが、目指すべき姿だと思った方がいいかもしれませんね。先ほどの話ですが、協働の定義は5条で表現しているので盛り込まなくてもいいのではないかとというご意見と、改めて定義の中に盛り込むべきだというご意見があるのですが。

委員E：協働というのは、新しい言葉なのですか？

委員長：新しいと言えば新しい言葉です。

委員E：国語辞典には載っていますか？

委員長：国語辞典は調べたことがないので、わかりませんが。

委員E：もし載っていないなら、定義した方がいいかもしれないです。

委員長：ただ、一般化している言葉です。高校の社会科の教科書には載っているはずですが。入試問題で、穴埋めで出ることがあります。

委員E：ただ、高校生は勉強しているけれど、大人は知らない。協働って何？ということになるでしょうね。共働きのことみたいな…。

委員D：定義として、協働を書くとしても、どういう言葉をここに入れるかとなってまた悩みますよね。そうした時に、ここで言われている基本原則になっている言葉しか、今のところ、出てこないのではないかなと思います。それか説明に入っている文章か。

委員E：それでもいいのかなと思います。結局、広辞苑に出てくれば、別にいいんですけど、今のところ出てこないのであれば、この条例を出す時に、一応出さないといけないのかなという。広辞苑とかに出ていますか？

委員長：今、ちょっとチェックしていただいています。

委員F：前、地域活動課の担当者が協働についてみなさんに説明していただいた時に、門真市の協働促進マニュアルについてお話をいただいたのですが、その中で、協働とは…という文言があつて、その中では、「まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること」という風に定められています。

委員D：今おっしゃったことが、基本原則に全部入っていますよね。

委員長：入っていますし、対等の説明にも入っている部分が多いです。

委員H：一応辞書には載っています。YAHOO辞書で出てきますので、大丈夫

夫です。協力して、働くことということで。後、ここで出てくる協働によるまちづくりというのは、元々、まちづくりって書いていたんですね。まちづくりというと、門真の場合、都市計画の話になってしまうので、限定を付したいということで、協働によるというのを頭に付けたので、これは、協働の概念と、協働によるまちづくりの概念の2つが登場しているのが、ややこしい話になっている原因だということだということなんです。それで、まちづくりと言わず、協働によるまちづくりと言わないといけないというのが、門真の場合は一つのルールとなっているということで、こうなっていて、それがわかりにくいということですね。協働と協働によるまちづくりはどう違うのかということ、段々話はややこしくなってくるのですが、ただ、協働と言えば、従来の市民参加・参画をもっと拡充した、みんなが関わって対等の関係でまちづくりをやっていこうという広い意味でも言うと思いますし、NPOへの支援ということで、公民協働の促進というお話もあるかと思うんです。だから、ちょっと幅がある話なので、限定した方がいいのか、曖昧なまま放置して、状況によって使い分けるということにした方がいいのか。

委員E：これを見るのは、法律的なこととか、行政的なことの、知識が全くない一般市民なんですよね。老若男女。やっぱり、協働って何となった時にここに書いてあると言われた方がいいのではないかなと思うんです。

委員H：その場合、説明が必要になるのは、協働によるまちづくりを説明する必要があるのか、基本原則等で元々言っていた対等という言葉だけを説明したらいいのかということですよ。門真の場合は総合計画で、協働というのは非常に大きく使われていまして、総合計画の中で真ん中に走っているのが協働の軸となっていますので、一番重要な概念となっているんですね。これがおそらくは協働のまちづくりというお話なんですね。

委員E：何度も言うようですけど、これを見ない人もこれは見るということになるので、協働によるまちづくりということを中心に書いていますよね。その協働というのは、どういうことかという概念は、ここに書いたらいけないのでしょうか。

委員長：それは、この委員会で話し合っただけのことです。

委員H：どの範囲でということですよ。今、私が申し上げているのは、今までの議論の蓄積で、出てきたような話を思い出していただくという話で、ご説明していた範囲ですけれども。

委員E：今まで協働ってなじみがないので、さっき説明されたのは、なるほどとわかりましたので、そういうことを書いておけばわかりやすいのではないかなと思います。とにかく、わかりやすすくないと受け入れにくいので、基本原則はわかりやすいというのが一番重要だと思いますので、それは入れてもいいのではないかなと。絶対だめだということではなければ。入れることで問題があるのであれば、だめですけど、色々ところで結構繰り返しているのです。

委員長：いかがでしょうか。

委員K：基本条例は、これから、ほとんどのことを協働でいこうということですよ。一番大事なことです。だから、入れてもいいのではないですか。これからは、すべて協働でしょ。勝手にやったらいけないんです。

委員E：協働を定義の中に入れておいて、何か問題がなければ。

委員長：問題はきっと生じません。

委員H：例えば、総合計画に書いてある協働の説明だと、みんながそれぞれの役割を持って活躍すると。みんなが市政の情報を共有し、市民が主役となって活躍できる舞台をつくるとともに、市民と市役所が手を取り合っただけ、みんなの協働でつくる地域力のあるまちを作ると書いてあるんですね。その説明は、こちらの対等と、元々協働と書いてあったところの説明と非常に似ていまして、それと書き分けるためにはどうしたらいいかなというところが。協働を対等に書き直したのですが、中身は協働なわけですよ。それを改めて書こうとした時にどうやって書きこんだらいいのかなというところが少し難しい話で…

委員E：さっき読んでもらったので全然…

委員長：協働によるまちづくりという定義なら、第5条でいいということですね。だけど協働という言葉になると、どうするかということで、これは決めてもらえばいいと思います。

委員D：私は、これを入れても問題はないと思いますけれど、私が言いたいのは、定義という項目に入れるような項目は、境界線がはっきりしないような言葉をここで定義しているんですよね。市民、議会、市役所と。この協働というのは、もともとぼやっとしているんです。ですから、あるとしたら、説明の中に言葉を入れた方が、意味としてはすんなりすると思います。中で情報共有とか、協働によるまちづくりについてかなり述べていますので。協働なんて、共に働く以外の説明なんてないように思うんですけれど。そこに色々な条件が出てくる、まちづくりの協働にはその条件があって。協働だけ説明しろと言って定義の中に入れて、限界は何かと言われたら…

委員E：私が今ここに入れた方がいいのではと言っているのは、この基本条例における協働は…という定義です。この基本条例における協働というものの定義をここに書くことによって、この後、すぐくはっきりすると思うんです。この条文における協働の定義というのをここに書くことで、入っていきやすいと思うんですよね。そこを曖昧にしたまま読んでも入っていかないの、さっきおっしゃった条文の定義を、この条例における協働の定義に書くことによって、基本条例全体を理解しやすくなると思うんです。

委員長：他の委員の皆さん、何かご意見ございますか？

委員L：まちづくりを協働でやるってことで、協働が前に出るから話がおかしくなっている気がするんですけれど、まちづくりがやりたいというのが理念で、まちづくりを協働でやるという話がこの項目だと思うので、協働だけが余計に扱われるとおかしくなりません？

委員H：多分、元の条文で言いますと、5条の(3)の協働、「市民、議会及び市役所が、お互いの強みを活かし合い、弱みを補完し合って、対等の立場で門真市の課題を解決していきます」という協働の説明の話と、協働によるまちづくりというキーワードは別物なんですね。違うものなんです。だから、協働によるまちづくりというのは、何か上手い表

現がないのかなと思って考えられたんです。まちづくりというと、都市計画の話になるので、何かないかなということで、協働によるというのを付けられたということなんですね。

委員L：そうです。ただ、そこで話が協働のことばかりになるから、またややこしくなるかなと。

委員E：ただ、第5次総合計画にしても、自治基本条例にしても、協働がキーワードですよ。今まで一般的でなく、認識のない協働という言葉に対して、一定の説明がないと理解がぼんやりしてしまう気がするので…難しいと言われると、どちらでも良いと言いたくなるのですが。

委員I：協働の基本をきっちりしておかないと。ぼんやりしていますもんね。

委員E：外に行って、協働と言っても「何それ」という感じで言われますからね。一般的じゃないですもんね。そこをきっちり。市民の定義についても、かなり意見を出し合いましたが、協働という認識を一般的に持たない人間に対して、こういうものだよというものがあつたほうが良いんじゃないかなと思います。

議長：恐れ入りますが、参考にもう一度だけ、そちらに書かれている協働の定義を読み上げていただけませんか。

委員F：はい。まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

議長：はい、ありがとうございます。

委員M：すみません。

委員長：はい。

委員M：ここでこれだけの意見が出るということは、一般の方々にとってもやはり協働という言葉は分かりにくいということだと思われまので、やはり定義の中にぼやっとした、辞典等に定められていない言葉は、

分かりやすい言葉、ここでいう協働とはこういうことですよという定義を一言入れておいたほうが親切かと思います。そういう観点から言いますと、協働の他にも例えば、自律発展都市とかまちづくりというのは、国語辞典に定められていない言葉だと思われるので、そういうことも分かりやすい言葉で解説しておくという意味合いで、定義の中に取り込んでしまったほうが、後から読みやすいのではないかなと感じました。

委員長：協働、まちづくり、自律発展都市ですか。はい。  
いかがでしょうか。他にご意見は。

委員B：確かに分からない言葉はたくさんあると思いますが、それを条例の中にダイレクトに落とすよりも、私が思うに、別記として用語集みたいなものをつくって説明していくほうが綺麗なような気がするんですけどね。確かに分からない言葉もたくさんあると思うんです。それをひとつひとつ条文の中に書いていったら、どんどん増えていくと思うんですよ。ですから、社会の教科書でしたら注記で説明がありますが、そのようなもので…

委員長：総合計画に用語集は…門真では付いていないですか。用語集を付ける場合は多いのですけれども。

委員I：みんなの協働の意味が微妙に違いますからね。

委員D：微妙に違う意味の、すべてを定義しているのはこれなんです。自治基本条例すべてが協働のために、門真市でいう協働はこうだというのが、これ全体なんです。だから、ここで定義するのは難しいんです。これを言い出したら、またこれを書くことになる。それと、用語集とここでいう定義は違うんです。定義は、限界とかが定かでないものを定義するのであって、用語集は、いろんな人がいて言葉が解りにくいのであれば、説明のところで用語集を入れたら良いんです。言われるように、説明の中で最初のほうに持ってきてても良いですよ。協働はおそらく定義できないです。定義はこの中であるんだから。まさに協働がこの文章全体なんです。それを定義するのは難しい。だから、用語集でいくなら全然問題ないと思うんですよ。

委員L：協働って全部出てきますからね。

委員D：そう。これは協働の話なんです。だから門真市の協働を自治基本条例で定義しているのに、あえて説明するのは…私が言っているのは、どう書くのですかと。おっしゃるような内容は、説明の中で。一番トップでも良いですよ、協働は大事ですから。入れたら良いんじゃないかなと思います。解らない言葉を定義の中に入れていくというのは、違うんじゃないかなと。

委員B：用語集とかで取り上げていく言葉は、もっとあるかもしれません。

委員D：それと、条例の中の定義にいろんな言葉を詰め込むということは、1号2号3号と大事なものを定義しているのに、余計なものを入れるとどんどん大事なものが薄まっていくということをもう少し気にしてほしいです。

委員長：いかがでしょうか。協働については説明で書き加える形で良いのではないかというご議論ですね。  
他の委員の方、ぜひご意見を…。

委員K：今のもので良いんじゃないでしょうか。説明文に…。

委員長：説明文に入れるということで。

委員N：第1条の説明で「特に、市民、議会、市役所が協働を中心とした」この協働のところですよ。

委員長：ただ、今の文章では、議会も加えておかないといけないかなということですね。説明に入れるということによろしいですか。  
あと、まちづくりとか自律発展都市も説明ということだったのですが、まちづくりを説明するのも非常に難しく、門真市が使っているまちづくりの意味も独自のものがあるために「協働によるまちづくり」という言葉になったので、なかなか難しいところがありますけれども。

委員E：どちらにしても、読む人によっていろんな理解の仕方ができてしまうと、ちょっと良くないなというのがあるので、そういう説明、条例の

中でいう協働とは、とか、まちづくりは、とか、自律発展都市とはというのを入れたほうが、読むほうとしては助かるんですけどね。この条文における用語集というのを。それは難しいんですけどね。

委員D：自律発展都市をどう説明するんですか。自律して発展する都市としか言いようがないように思います。まちづくりと言ったら、まちをみんなで作ること。「まち」も「つくり」も当たり前のことですよね。「自律」も「発展」も「都市」も。解らない言葉が出てきたら説明しなくてはと思うけれども、どこまで求められているのかというのが非常に。

委員H：ちなみに、自律発展都市については、総合計画の市長のことばで説明がしっかり書いてありますので、そこを引用すれば良いのかなと。「まちの将来像を「人・まち“元気”体感都市 門真」と定め、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能なまちづくりを推進すること」のような、このあたりの説明がそこに該当していますので、そこを引用すれば説明としては…

委員D：それを引用しても同じこと…

委員H：そうですね。それ以上の説明はありませんので。トートロジーですね。

委員K：これは、門真市の憲法でしょ。これを制定して施行に移るときは、市民に説明しないとイケないと思います。市民全員を集めてはできないから、各地区ごとに、役所の担当の方が説明に行ってもらわないとイケない。だから、そのときに市民にも分かるような説明をしてもらわないと、いくら説明しても意味がない。そのへんをよく考えていただきたいですね。

委員D：説明するほうも、それぞれが違う説明をしてしまうようでは困りますし。

委員K：だから、まず市の中で統一をしないとイケないですね。

委員D：ただ、今見解に相違するような内容が出てきているわけではないし、論点はこの条文の中に入れるか、説明の中に入れるかだけなんですよ

ね。入れても良いのですが、余計複雑になってしまうので、これから出てくるいろんな言葉を説明で処理するのが普通のやり方です。そういうことで用語集だとかをつくって。そういうことが否定されている訳ではないので、これからもっと説明文の中の説明が出てくるはずなんですよね。

委員長：どこまで書き込むかということですよ。説明文自体は時間の経過とともに書き直していくと思いますので。

委員B：解釈が変わっていきますからね。

委員K：そうしたら、私は入れてもらうということをしていましたが、説明の中に入れてもらって、ここから外してもらっても良いと思います。

委員長：はい。説明文に入れるのは、協働、まちづくり、自律発展都市ですね。

委員K：はい、そうです。

委員N：すみません。17条憲法にしようということで、簡潔にしておいて、説明文なりに入れておいた方が、17条にしようという意味が通じると思うのですが。

委員長：はい。では、説明文に入れるということでよろしいでしょうか。説明文の合意を得るのは時間的には難しいのですが、協働の定義は以前ペーパーで配布された内容ですね。それに議会を加える必要があります。自律発展都市は総合計画に書かれている内容について説明文に入れるということでよろしいでしょうか。まちづくりについては頭を悩ませている…。それぞれの自治体さんが独自に使われておりますので、そのためにこの条例でも、協働によるまちづくりとなりましたので。

委員D：まちづくりを書くのは難しいですよ。いろんなところでいろんな定義、漢字の「街」を使ったり、ひらがなの「まちづくり」としたときはこういうことにしようとか、いろんな自治体で考え方が違う。門真市がちよっと異様じゃないかなと思うくらい。まちづくり課というのがある、道路のほうになっているけれども、本当のまちづくりというのはもっと心だとかいうほうにシフトしていっています。ソフトとかハ

ートのほうで。今門真市で言っているまちづくりは、どうもハードに偏りすぎている。世間ではもうすでにハード、ソフトにまでいつている。

委員B：ハード以外のまちづくりということで、解説・注釈に入れたらわかるんじゃないですかね。ソフトとかハードというのが、本当に求めている自治のまちづくりだと思うので、そこを書いたら分かりやすいと思います。

委員長：門真市の使い方を一言弁解すれば、合併しましたが湯布院のまちづくり条例とか、まちづくりを規制する条例ですので、自治基本条例とは違う区切りでまちづくりという言葉を使っています。だから、門真流の流れも一部あるんです。ただ、一般的ではない。それはそれとして、まちづくりの定義はもうよろしいですかね。

委員J：それ以外にいいですか。先ほどの協働の「市民、議会及び市役所は、お互いの強みを生かし合い、弱みを補完し合って、対等の立場で」ということで。説明文のところでは「対等の立場で」というのが独り歩きされたらいけないから「議会や市役所は」というような書き方をあえてされているのかなと思うのですけれども、それはそれで良いのでしょうか。対等の立場で協働していかなければならないということを書いていきたい、それを書いていたら、対等だけが独り歩きすると。そういう意味で、説明文のところでは、こういう点では市民と対等ではありませんということ、あえて謳っているのであれば。それぞれの責任や説明を明確にしていれば、対等ではないと言わなくても分かるのではないかなと思うのですが。

委員D：これは入れておいた方が良いでしょう。対等だから、なぜ議員の議決権は、とか市民の立場でいう人が出てくるかもしれない。

委員J：だから独り歩きするだろうということで、あえて片方に、このことは市民と対等ではないという言い方を説明に書かれているのであったら、議会や市役所は責任や役割を明確にしながら対等の立場でやっているというような…。

議長：ここの説明はそのとおりです。おっしゃるように、対等という言葉が

独り歩きしないためにも、きっちりここで定義しておかないといけないという意味で、あえて説明文で謳っているんです。

委員 J : あえて出したと。

議 長 : はい、そうです。

委員 J : 私が言うのは、それならば言葉を、議会や市役所の役割や責任をしっかり明確にしながらというようなことを入れていくほうが分かるんじゃないかなという気がしているんです。

これと行政は違うんですよ、これと議会は違うんですよということは、これからも出てくるはずですので。そうすると、これは対等ではないということを経営という場所で謳ってもらおうと、後々しんどくならないかなと。

議 長 : ようするに、表現がきついということですね。

委員 J : うーん…。言っていることは、独り歩きして市民が、対等だと言っているのに何なんだというようなことが出てくると思いますし。

議 長 : 説明文の表現を少し変えれば良いということですね。

委員 J : そうですね。

委員長 : この点では、相互の役割を明確にして、尊重しながら云々という説明をすれば良いですね。

委員 J : 責任と役割を明確に。

委員長 : 「対等ではありません。」という表現を少し別の表現でということ。

委員 D : 対等でも役割が違いますということ。

委員長 : はい。もう一度話題を戻しますけれども、まず定義に協働は入れない。そして、1条の説明のところに協働の説明を入れるということによりよいでしょうか。後は、自律発展都市が初めて出てくる条文、3条の

ところに、説明を入れる。ということでよろしいでしょうか。それから、5条の協働は対等という表現にし、説明の「対等ではありません。」を削除して役割が違うという表現に変えるということですね。それ以外に、2ページ3ページでお気づきの点がありましたら、お願いします。はい、お願いします。

委員F：第6条の3項の「議会は、総合計画の実現に向け、市政運営の監視等に努めます。」という文なのですが、これだけを読むとどうしても、議会は監視だけしかしなくても良いのかとってしまうんです。それだけではないというのは分かるのですが、こう書くと監視が仕事という風に捉えられてしまうので「市政運営への協力及び監視等に努めます。」というような文言のほうが良いのかなと思います。

委員長：はい。「協力」を入れるということですね。協力及び監視等。いかがでしょうか。

委員D：賛成です。

委員長：ではその点は、6条3項「市政運営の協力及び監視等に努めます。」ということでよろしいですか。

委員：はい。

委員長：はい。それ以外に2ページ3ページで、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、また後で思いついたら最後に振り返りますので、4ページの市民の役割で、お気づきの点がありましたらお願いします。はい、お願いします。

委員F：市民の役割、第7条のところなのですが、モラルの向上というところと、自治の推進に努めますというのが、両方とも必要なことではあるかと思うのですが、こうやって並列に並べると目的が違うように感じるので、例えば「協働によるまちづくりの主役であることを認識し、自治の推進に努めます。また、市民はモラルの向上、自助努力に努めます。」と、2つに分けたほうが良いのではないのでしょうか。

委員長：モラルの向上という言葉、後の文章に持ってくるということですね。  
今のものでいかがでしょうか。

委員D：賛成です。

委員長：はい。確かにモラルの向上と自助努力は、並べたほうが良いかもしれませんが。今の点はそれでよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：それ以外に市民の役割で、お気づきの点がありましたらお願いします。

委員E：はい。

委員長：はい。

委員E：前、市民は不当な要求をしてはいけないというのを入れたほうが良いんじゃないかという意見があったときに、市民は不当な要求とは思っていないでやっているということを、私は言ったのですが、考えてみると議員とか市役所の職員もこうすべきだみたいな文言があるわけですね。だから、市民が不当な要求をするから、受け入れざるを得ないような状況もあると思うので、不当な要求をしないということを入れても良いなと思いました。で、不当な要求をして、市役所の市政運営を阻害してはいけないというような言葉を。なぜかと言うと、市民は不当な要求と思っていないかもしれないですけど、やっぱりこの一文があれば、これはもしかしたら不当な要求かもしれないと考えることがあっても良いと思うし、そういう言葉を入れても良いような気がしました。

委員長：新たに一つの項を起こすということですね。

委員E：また増えるので、いけないのかもしれないですが。どこかに入れるということでも良いです。

委員長：項が増えても、17条はずれませんから。今の点でいかがでしょうか。

委員D：7条の中で入れるわけですよ。じゃあ増えないですが、どう表現するかですよ。

委員E：そうですね、議員さんのモラル、市役所のモラル、やっぱり市民もモラルの向上に努めなければならないですけども、実際この会議に参加していると、不当な要求というのも多々あるように思います。

委員長：説明の中に、モラルの向上を付け加えるということでは駄目で、項として起こすということですか。

委員E：それは、皆さんのご意見はどうですかね。議員さんや職員には、そういう文言があるわけですよ。市民になくて、やっぱり市民もいけない部分がたくさんあるように感じるの。

委員L：おっしゃっているのは、4項のことじゃないんですか。「職務の遂行を…」というのは、それを柔らかく言っている。

委員E：4項。そうですね。不当な要求をしてはいけない…

委員L：不当な要求というのは、条例の中に…

委員長：条例としてはきつい表現ですね。

委員H：4項を具体的にどう書き替えたら良いと思われませんか。

委員E：そうですね…。4項に柔らかく表現していますよね。

委員長：では、解説に挿入するということではいかがですか。

委員I：解説に入れておいた方が良いでしょうね。

委員B：自己の利益だけを考えた不当な要求ということですね。

委員E：うーん…。何かあるような気はするんですけどね。

委員L：それはわかりますが、書き方が難しいですね。

委員E：難しいですけど、やっぱり議員さんはこうあるべきとか、結構厳しいことを書いていますよね、職員も。市民にもちょっと厳しい言葉をね。市民の立場でないと言えないじゃないですか。

委員O：3項のところに「市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画する権利」ここがちょっとおかしいなど思うのですが。議会に参加・発言することはできない。

委員D：議会に出ることはできないけれど、傍聴はできますね。

委員長：さらに、これから新しい議会との関係の仕組みをつくっていくことを展望するかどうかということと思うのですが。

委員I：議会条例ができたなら、どういう形で変わっていくか。

委員B：これが生きてくるかもしれませんね。

委員長：「権利」というのはきついですか。

委員E：権利と書くと不当な要求をしてしまいそうな…。

委員H：保障されていれば、不当ではないと思います。

委員E：3項と4項で何か。市民の立場として、こんなことをしてはいけないというような言葉を少し入れたほうが良いかなと、誓いを込めて。私は、不当な要求をした覚えはないのですが、でも気付かずにしているかもしれませんからね。だから、3項と4項は少し、市民が権利だけではなくて市役所の業務の遂行を支援していきます。市民だって権利を振りかざしてはいけないという言葉があってもいいのかなと。

委員D：説明で書いてありますけれどね。これらの権利の意味は判例で明確にされたものではありません。したがって、これから構築していくものですという趣旨は説明に書いてあるんですよ。

委員E：現状そういうことが多いように思うので、そういうことは…

委員D：参加・参画する権利でも、どんな形でというのは何も定義されていませんよね。これはこれからですから、このくらいのことを書いておいていいのではないかと。

委員E：ただ、これを権利があるのではないかという風に受け取る人も無きにしも非ずという感じがしますけれど。

委員D：イメージの問題ですけれど、権利があるのではないかと言った人はどうするんですか？そう思うのは、勝手ですが、思った人は次どう動くのですか？想定されていることでは。何か想定されていて、こういう不具合が起こるから問題になってくるんですよ。

委員E：というよりも現状の問題の方が…現状そういうことがあるように見受けられるので。

委員D：どんなことが？

委員E：不当な要求。

委員H：前、話題に出てきたのは、胸ぐらつかまれたとか刃物を持ってこられたという話とかをご紹介いただきましたけれど。

委員E：要求自体がもしかしたら不当ではないかもしれないのですけれど。

委員H：それは、そっちの世界に行くと、刑法犯の話になりますので、通報して適正に法治国家として対応していただくという形になると思いますから。後は、モラルの範囲ですと、条文でどの程度書くか、説明でどの程度書き加えるかということで、不当な要求をしてはいけませんということを説明で書くのはどうかという話がひとつは今川先生のご提案かなと。大変なことになったら、それは別の世界に行くと思いますので、安心して市民生活を送っていただいていると思います。

委員D：市民は、市役所に不当な要求する場合があると考えた時に、議会についての不当な要求というのはあるのだろうか。それなら、それも語らないといけないのかなということになります。一本で市役所で書く

とした場合ですよ。市民が市役所に不当な要求があるとするならば、市民が議会に不当な要求をする場合もあるでしょう。

委員E：不当か不当でないかという判断は難しいですよ。

委員長：説明に加えるということではないでしょうか。

委員E：そうですね。それこそはつきりできない。

委員D：全般的に現状の法制とかを守らないといけないというのは、当たり前の話ですから、それを全て語っていくのは難しいです。

委員E：説明に入れておきましょうか。協働を言う時に、市民の立場として、そういうことがあってはいけないなど。議会や、市役所にどうのこうの言っているの、市民も気をつけないと。そこはやっぱり入れとかなないと申し訳ないなど。

委員長：では、説明に入れるということでよろしくをお願いします。

議長：ちょっとよろしいでしょうか。みなさん疲れが出てきているように見えますので、出来るだけ早く終わりたいと思うのですが、早く終わるためにはリフレッシュが必要かなと思いますので、今から10分間休憩させていただきますと思います。

(10分間休憩)

議長：時間になりましたので、再開させていただきますと思います。本日、ルミエールホールの方で門真市民ミュージカルが開催されるのですが、この中にも参加される方がたくさんいらっしゃると思います。従って、それに間に合うような形で終わらせたいのですが、いい加減な形で話を終わらせたくないの、出来る限りピッチを上げていきながら、内容は濃いものにしていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

委員長：ということで次に5ページの8条、9条、10条についてご意見ございましたらお願いします。

委員F：すみません。ちょっとだけ戻っていいですか。7条の子どものところなんですけど、8項の子どもは思いやる気持ちと人間関係の在り方を学びというところなんですけど、これは全然間違っていないと思うので、これは個人的な気持ちなのですが、思いやる気持ちも大切なんですけど、私は個人的に感謝する気持ちが一番大切だと思うので、「感謝する気持ち・思いやる気持ち等人間関係の在り方を学び」という風にするのはどうかなと思います。

委員長：はい。いかがでしょうか。「感謝する気持ち」を「思いやる気持ち」の前に挿入するということですね。

委員B：いいと思います。

委員D：前に同じフレーズで何かあるので、同じ言葉遣いを使ってもらった方がいいかと思います。

委員B：前文に「ありがたい気持ち」がありますね。

委員D：その言葉と同じように揃えとってもらった方がいい気がします。

委員長：「ありがたい気持ち」ですね。

委員D：それでよろしいでしょうか。

委員長：はい。前文に合わせて…それでは、8条9条10条でお願いします。

委員L：事業者には義務はないのですか？

委員長：事業者の義務ですか。

委員B：2項が義務みたいなものですよね。責任を認識するということは。

委員D：例えば事業者は市民の中に定義されているので、市民の中に入っている義務が重なって入っているという構造でしょう。

委員L：私個人的には、私のところの団体と地域の自治会団体とが一緒に物事

しようとなると、こっちはお願いするんですけど、向こうは避けられるんですよ。だから、どうしてもお互いが協力しようという姿勢にならないとできないので、義務というのはそういう意味で言いたかったのですが。協働しようという意識を地域に持ってもらわないとなかなか難しいなというのが最近の事例としてあったのですが。

委員B：それは原因は何なんですか？

委員L：やっぱり地域にそういう度量がないということですね。色々な団体を受け入れるという。

委員B：用事を増やしたくないみたいなことですか？

委員D：そうですね。それは、地域の役員の方は物事が増えるだけですから。

委員A：どこかに校区ごとの地域の活性化と、他の項目に書いていたような気がするんですけど。そのあたりは、これからの課題だと思いますしね。

委員B：結局そういう体質が良くないですよ。だから、それをどう活性化していくかというのがまさに…

委員A：だから、これを早く市民の方に理解していただいて、こういう条例ができたということをPRして行って、地域ごと、校区ごとでそういう活性化を図っていかないといけないと思うんです。

委員B：本当に先が長いというか困難だろうなと思います。

委員A：なかなかすぐにはいかないと思いますけれど。

委員B：これが出来上がって、実際に功を奏するのは何年先だろうなと思います。

委員L：やっぱり市民の問題意識が提起されていないところにあるんですよ。その前にこういう条例を作って土台を作ろうということがいいと思いますけれど。

委員E：そうですね。現状はすごく寒い状況だと思いますけれど。

委員長：条例としてどうするかということだと思います。では、今の話はこの条例を普及・啓発するということによろしいでしょうか。8条9条10条で具体的に何か加筆・修正すべきところがあればお願いします。また、後で、思い起こしてもらえればいいのですが、続きまして6ページの方に移りたいと思います。役割ということで、市役所の役割、職員の役割、広域行政と続いていますけれど、このあたり何かご意見ございましたらお願いします。

委員F：第11条の1項なんですが、「市役所は市制への参加・参画の機会を積極的に設け」とあるのですが、誰がというのが抜けているような気がするので、例えば、「市役所は、市民が市政へ参加・参画する機会を積極的に設け」ではないかなと。

委員E：「市民の」という言葉を入れないといけないということですね。

委員F：はい。「市民が」とか、「市民の」という言葉を。

委員長：他にいかがでしょうか。「市役所は、市政への市民の参加・参画…」でよろしいでしょうか。

委員D：「市民が」であれば、「参加・参加する」ですね。

委員長：はい。そうですね。他によろしいでしょうか。

委員E：12条は「全体」でいいのですか？門真市と入れなくても、「全体」でいいのですかね。

委員長：門真市全体ということですか？

委員D：入れるとすれば、市ですね。市全体。

委員長：いかがでしょうか。「職員は、市全体の」としますか？

委員G：これはこのままでいいと思います。門真市のというのもないし、この

説明の方には、「門真市の職員は、門真市全体の」と書いてあるので。

委員E：はい。入れなくていいですかね。

委員長：門真市自治基本条例というタイトルの元ですから。では、これはこのままということで。他に何かご意見ございますでしょうか。  
そうしましたら、次に7ページをご覧くださいまして、何かご意見ありましたらお願いいたします。

委員F：はい。16条のところなんですけど、今までの案では、地域協働推進協議会とか、地域自治コミュニティ推進協議会というような名称だったと思うのですが、これが急に地域会議の推進となっているので、これは策定部会の方で何かあったのでしょうか。

委員長：策定部会の方では、市の中で、協議会という名称の付くものが多く、かつ、あまり機能していないものもあるというご意見があって、よりわかりやすい表現をしようということもありまして、そこで、地域会議という表現に変わっていったということなのですが。

委員F：ということは、考え方は別に変っていないということですか。

委員長：考え方は変わっていません。文章を短くしたということはあるんですが、考え方は変わっていません。

委員F：受け取り方だと思うのですが、16条の1項で地域全体会議を設置しますという風になっていて、その後の2項で、多分校区ごとだと思うのですが、地域会議を設置するとなっているのですが、今までの話の中で、例えば小学校区とか、中学校区とかの全校区で設置するというのを急に言われても無理なので、まずは、事前の協議会ではないですけど、話し合いを持つ会議を持とうかという話だったと思うんですけど、これを読むと、地域全体会議を設置するところは、地域自治の方針を検討し、連絡調整や推進管理の役割を果たすとなっているので、地域会議があって、その上の全体会議というイメージがあって、全体会議で決めたことを地域会議に降ろしていくという、上から目線ではないですけど、そういう印象を受けるのですが…。

委員長：私の策定会議の議論における認識では、上から目線ではなくて、そもそも校区がありますよということ自体が、やっぱり上から目線であって、だから、全体の在り方をまず決めましょうという会議が、市民の中で持たれなくてはいけないということです。そして、その会議が、例えば校区ごとの地域会議ができた後も、連絡調整とか進行管理の役割を果たしますという流れの中で1項が出来上がりました。だから、どういう仕組みにするかというのも市民が決めていきたいと思いますよね。

委員F：例えば、これはひとつの案なんですけれど、地域会議を校区ごとにするのか、どういった校区にするのか、どんな人たちを対象にするのかということを考える会議であれば、準備委員会ではないですけど…地域全体会議と言ってしまうと、地域会議があつて、全体会議があるというイメージがどうしてもついてしまうので、準備委員会とか事前協議会ではないですけど、在り方をただ検討するだけという風にした方がいいのではないかなと思います。そうじゃないと、絶対に校区全部で地域会議を持つということを全体会議で決めてしまったら、それを絶対校区で作らないといけないというイメージを持つのではないかなと。例えば、そういう準備委員会とかで、例えばモデルで、この地域だけ始めてみるのかということを決めるのであれば、全体会議ではない方がいいのではないかなと。

委員長：全体会議の表現ですね。

委員E：地域会議準備委員会という感じですかね。

委員F：例えばですけど。

委員長：それだったら解説に加えないと、準備委員会を設けますというだけの条文はちょっと難しいかと思います。そうすると、地域全体会議という表現は別の表現に変えた方が伝わりやすいということですかね。

委員F：はい。私はそう思います。

委員H：この部分については、公民協働課さんの方で整理をしていただいた時の議論が、最初は全体会は無しにしようということにされて、こっちでは全体会つけた状態で提案していたんですけど。全体会は無し

で、校区のコミュニティだけにしようという話になったんですね。それは2つほど論点があって、ひとつは恒常的に設置する会議だったらいいけれど、最初の準備だけをする委員会だったらいらないのではないかということでした。もうひとつは、策定部会で議論になったのですが、校区だけとなると、どういう風にやるかということですね。今まである色んな協議会には補助金がたくさんあるではないかということ、整理するような形でやっていかないといけないということで、一般的なルールをやるような全体会が必要だということになって、この16条1項は起こそうとなって、戻ってきたんですね。準備会については、恒常設置ではないということの話があったので、この形での整理で落ち着いたという理解をしています。一応、紆余曲折あったのですが、最終的には市民検討委員会の原案に戻した形で、名称は協議会ではなくて、会議という名前にして、議論の順番的にはそういう風に推移してきたということで理解しています。

委員A：今のところ、こういうのはないのですから、目標ということでこれでいいのではないですか。まだ、これから、地域の企業とか市民が一緒になって作っていくということで、理想を掲げているということだと思います。具体化していくには、役所等に色々手段を考えてもらわないといけないですけど。

委員長：この点について、他にご意見ございますか？これはこのような表現でよろしいですかね。では、最後の17条をご覧ください。これはこれでよろしいですか？

委員G：すみません。2項なんですけど、「この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。」とあるのですが、これは市役所なんですか？

委員長：ここは市役所及び議会ですね。これは議会を足すということでしょうか？

委員I：はい。ちょっと聞きたいことがあるのですが、この条例の中で、罰則ってどういう風に考えるんですか？

委員長：この自治基本条例自体の罰則というのは、極めて難しいですね。

委員 I : 普通はないんですか？

委員長 : 普通はないです。

委員 I : もし罰則を付けたらどうなるのですか？ どういう感じで条例に入ってくるのですか？

委員長 : 前に向かって推進するしかないと思います。あるいは、市民同士がお互いに啓発し合うしかないのではないかと思います。

委員 I : 後は、法律だけですか？

委員長 : そうですね。要するにモラルに反する市民がいた場合には、どうするのかという話ですよね。それは、この条例に基づいて、必要があれば、市の方でモラル条例でも作っていただくしかないかと思います。

議長 : 別途罰則規定という形になると思います。この中ではなくて。

委員 B : 別途作っていった方がいいでしょうね。たくさん色んな物が捨てられていますしね。

委員 I : それは議会がやるでしょうしね。

委員長 : 従って 17 条の意味が重くなってきて、実行性を高めるために、必要であればそういう個別条例を作って、規制するしかないかもしれないですね。

委員 D : 推進委員会で具体的に問題が出てきた時に、その問題が例えば、門真市美しいまちづくり条例ってありますよね。でも、ポイ捨てする人がいて、罰則条例を入れましようとなった時に、その根拠となるのが、これの実行だということで、根拠条例になるんですね。

委員 A : これの後はどうなるのですか？ 例えば、このまま役所の中で検討されて議会に出すのですか？

委員長 : 後で市の方から説明があるかもしれませんが、基本的には市長に上程

して、市長の判断で文言が修正される可能性はありますが、それで市長が決定したら、議会に上程する形になると思います。でも、ほとんど尊重してもらえとは思いますが。

委員E：後、議会ですよ。

委員長：そうですね。後は議会でどのような議論になるかはわかりませんが。では、全体を通じて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員D：全体の意見として、今日はラストのかなり大事な案が出てるのですが、今来ている議員さんというのは、一部の方なんですよね。もっと議員さんに関心を持ってもらいたかったというのが、市民としての思いですね。なぜ、こんなに少ないのか。

委員E：何月かには結構大勢来てらっしゃいましたよね。

委員B：選挙が終わった直後に新しい方が来られてましたね。

委員L：すみません。職員の12条だけが言い切りになってますけれど。同じ方がいかと。他は「なりません」とかなのに。

委員H：です・ます調に直さないといけませんね。

委員D：他にてにをはとかで何かあったら、随時変えてもらうということで。

委員長：よろしいでしょうか。てにをは等は、内容を変えるわけではないので、また随時こちらの方で修正させていただきます。では、そういうわけで、門真市自治基本条例の案は、いくつか訂正はしていただきましたが、大きな内容変更はなかったと思いますので、このような形でもよろしいでしょうか。では、議長にお渡しします。

議長：長い時間本当にありがとうございました。昨年9月から検討委員会11回、策定部会7回で、みなさんとともに議論を重ねてまいりました。この条例原案を門真市の方に提出をしまして、議会の承認を得て、条例となった後には、条例を広め、推進していくことが必要になると思います。もちろんこれで終わりではなく、新たなスタートという形に

なりますので、地域での活動を含めてみなさんのご協力をお願いしたいと切に申し上げます。それで、本日承りましたご意見・変更点等に関しましては、以後、先生を中心にしてお任せいただくという形になると思います。そして、実際に門真市長に行政側から提出していただくという形になります。従いまして、みなさんの方には、完成形の方を後日配付していただくという形でご了承いただきたいと思います。それでは、最後に事務局より連絡事項がございますので、事務局の方にバトンをお渡ししたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局：長期間にわたりまして、ご議論いただきましてありがとうございます。前回の策定部会で、今後の市のスケジュールについて説明してほしいというご指摘がありましたので、今後のスケジュールも含めまして、事務局の方から、ご説明をさせていただきたいと思います。本日、全体の議論がまとまりまして、これを市に提出するセレモニー的な場を設けさせていただきたいと思います。日程の確認なのですが、みなさんのご都合をお伺いしたいのですが、9月6日の3時からなのですが、ご都合いかがでしょうか。また、正式には改めて本日ご議論いただきましたものを各委員さんにお配りさせていただき、その中に日程につきましても、同封させていただきますので、それをご確認いただけたらと思っております。続きまして、提出いただきました原案を市の方で検討します条例制定検討委員会というのを早速9月に開かせていただく予定をしております。大体月に1回程度、副市長、部長級を委員としました条例制定委員会を開催しまして、一回目は昨年9月に開いておりますので、今年9月に第2回条例制定検討委員会、10月に第3回という形で実施させていただきます。その中で、事務局の方で実施していく内容としましては、この条例原案につきまして、団体の意見を聞かせていただくということで、団体ヒアリングを予定しております。これを10月中に実施する予定であります。この団体ヒアリングの結果を受けまして、11月には第4回条例制定検討委員会を開く予定としております。合わせまして、10月11月頃にパブリックコメント、市民説明会を開催させていただく予定であります。この市民説明会の内容につきましては、この原案をそのまま説明させていただくのではなく、市の条例制定検討委員会で修正をかけさせていただきました内容について、市民説明会を市の事務局からさせていただく予定としております。予定としましては、12月議会、もしくは3月議会に出させていただきますなどと思っております。先ほど申し

上げましたスケジュールは12月議会に間に合えばというスケジュールでお話させていただきましたが、内容の修正等の議論が続く場合、また、パブリックコメントの期間、準備等もございますので、そういったところのスケジュールの関係上、12月議会に出せないケースもありますので、先ほど申しあげました9月10月11月のスケジュールについては若干伸びることもありますけれど、こういったことを市では進めていくということをご理解いただければと思います。また、お手元にお配りしている振り返りシートですが、本日が最終ということになっておりますので、今までの委員会の活動を振り返っていただいて、ぜひ全体のご感想をご記入いただけたらと思います。みなさんにお配りする資料は、冊子としてお配りさせていただく予定をしておりますけれど、みなさんからご提出いただきました感想も、末尾に載せさせていただきたいと思っておりますので、本日ご記入しきれない場合につきましては、また、近々に事務局の方にご提出していただくことでも結構ですので、ぜひ、ご提出いただけたらと思っております。それでは、事務局の方からは以上です。

委員B：ちょっと伺いたいのですが、パブリックコメントの前に団体ヒアリングをされるとおっしゃいましたけど、この団体というのはどういうところなのですか？

事務局：市内で活動されている団体を今想定しておりまして、自治会や子ども会、PTA等、様々な団体です。今まだ、リストアップしているところでして。

委員B：どういうところにするかというのは教えていただけるのですか？パブリックコメントの前にするのですから、どういうところにされているのか、わかれば教えていただきたいのですが。

事務局：この実施につきましては、10月頃を予定しておりまして、まだその作業に入っておりませんので、具体的にどこの団体というのはリストアップされていません。この近々の頃に事務局の方にお問い合わせいただきましたら、ご用意できてましたら、お答えさせていただきたいと思っております。

委員B：はい。

事務局：他に何かございますか。ないようでしたら、事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、みなさん、ご質問、ご意見とか、最終的にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで終わりたいと思いますが、先ほど事務局の方から記念撮影を行うということなので、終了後、少しお待ちいただきたいと思います。他にご質問がないようでしたら、これで本日の検討部会は終了させていただきたいと思います。みなさん、本当に長い間ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。